

2021年2月22日

各位

### 従業員過半数代表候補者選出の件（令和3年）

このたび、令和3年4月1日～令和4年3月31日までを有効とする「労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定」をはじめとする各種協定・就業規則等の手続を行う為、令和3年1月14日～令和3年1月28日の期間において公募し、労働者皆様からの立候補者につき、令和3年2月1日～令和3年2月10日の期間において、京都本社・関西支店ともに厳正なる投票を行った結果として過半数以上の方から信任を得たことをお知らせ申し上げます。

なお、書面でお送りした立候補者に関する氏名・情報等は個人情報に対する観点及び配慮からホームページを通じたWeb関連への掲載は控えさせていただきます。

今後も皆様にとってより良い就業環境の整備に努めて参りますので、引き続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。

以上

セブン・ルーツ株式会社

従業員代表選出委員会